

(二) 東京株式取引所の改造 総説

今回の供給買占競争事件に對する株式取引所の處置は果して其當を得たるものなりや否や別問題として二十餘日の間公開市場を開鎖し株式賣買の機會を失はしめたるは實に取引所の失態と云はざる可からざるのみか今回の事件に依て組織の不完全なる定款の不備なる殆んと公開市場たるの實なく取引所法の精神に違反せるものあるを暴露せしむるも非なけれ本來取引所の目的は直取引、延取引及び定期取引を問はず實物の賣買を目的とするものなるに今この取引所の目的は實物の取引に非ずして相場の賣買即ち投機一偏に在りと云ふも可なり其次第と述べんに取引所法第二十二條によれば組織の取引所は賣買取引に對して擔保に株式會社組織の取引所は賣買取引の違約による損害に付き賠償の責に任ず可しとあり期初取引所は仲買人の賣買取引に對して擔保の責を負ひ又其相手方に對して賣買の責を生ずる損害に付き賠償の責に任ず可しとあり期初取引所は仲買人の賣買取引に對して擔保の賠償をなす可きものにして其目的は賣買取引を安全に完結せしむるに在るや云々までもなし専用第七十四號第十三條中に定期期限内に於て不したる轉賣買戻を取引所の帳簿に記載する所により相殺するの方法とあるは取引上、一の便法として設けたるに過ぎず轉賣買戻は決して取引の目的に非ざるなり然るに取引所の定義を見るに各種の取引に關し夫れに於て定期に賣方が違約せしのみならず其結果として中、先兩期に對しても違約せし場合に不完全にして今回の事件の如く定期取引の要領定期に對し諸證據金の差入を忘る者あるときは其違約人の賣買約定書を五日以内に於て不完全にて利害を見るべき場合にて特に仲買人を選擇し轉賣又は買戻を爲さしむとあるの外は當日の公定相場或は三日間若しくは十日間の平均直段と其實買約定直段とを對照して計算し其不足金を賠償するに過ぎず其相手方が違約の爲めに棄むる可き他の損害に就ては取引所は實害費を負はざるなり例へば今或奉人が或る株券一萬株を他より買受けて一方には四月限の定期に於て之を賣らんとするに買ふたる株は受取らざるを得ず賣りたる株は渡さず能はざるのみならず十日間の平均直段に依て計算さるゝとせんには此人は正常に賣買したる事にて利害を見るべき場合にてあるが故に是等に大損失を蒙るとわる

のとするも僅々百二三十萬圓の資本金、十餘萬圓の準備積立金を以て能く其資本を全うし得べしや否や日清戦争後新會社は勃興し舊會社は其資本を増したる爲め株券の數は戰爭前に倍蓰し隨て取引に上る事件は大に増加したるを見て株式取引所が其資本を増し其市場を新築したるは可なれども定款の不備不完全なるには毫も氣附かず又その基礎を單固にし施設の資を重くして賣買取引を安全ならしむるには頗著せし三洲乃至五洲を云ふ格外の収益は盡く株主に配賞して何程の準備積立をもなさず今回の如き事件に際して周章狼狽する其有様は恰も火災保険會社が保険料を取立て其取立せだる保険料は遠慮なく之を株主に配當し歎して一朝大火に逢へば種々の故障と附けて保険金を支拂はず已むを得ざれば資本金を以て支辨せんとするに異ならず今回の事件の発生を嘆止めんとし所謂調合に依て難局を落着せしめんとしたれども取引所は一般に及ぶ可なり其株の暴落するは固より其處にして此際取引所は斯る入らざる世話を幾か相手の賣方に對して毫も責任あるものに非ず買方失敗の爲めに其株の暴落するは固より其處にして甘餘日の間閉鎖し置きながら擔保の資を全うするを能はざるは則ち其組織の不完全、定款の不備に因るものと云はざるを得ず今日までの市場に對して尚ほ且つ然りとすれば今後我經濟界のますます發達進歩すると共に市場の取引高大に增加するは無論外國人なせがいよると同時に今の取引所の組織を改正するの必要は明白なりと云ふべし

の現取引所は聯合して大
きな程なれば地區縮小に就
可しと雖も今の取引所
のあるべき筈なもののみを
はるゝが爲めに自己の利
は一時の杞憂に過ぎざる
同じく今の取引所は莫
取引所設立せられたりと
阪、東京の取引所が相對
のみか一方に賣りて一方
で利益を計るものもある
被にして双方相應接して
加し取引よ／＼繁昌せ
今の大業者は宜しく安心
す只管自己の取引市場の
我輩は今回の事件を機会に
其當事者に鑑み取引所
に促がすものなり

に反對運動をなした
ても現取引所は自か
して其反對は專有の
するも其趣は惜も大
に買ひ其間に駆引し
可く自から賣買を機
して他の權利を妨げ
營業を妨げられる
改造を計る可きのみ
として取引所の改造
地區の縮小を當局者

書その恩を感謝して有難い
第なうしに昨今の有難いの
到らざる所なく小見の
運営しつゝある所なれば、
々と云ふ其理由は甚だ明
と云ふ外國人の信ヲ可不可
演じて前後反覆同一人の
の辭はなけれども心の事
は如何す可否や本來日本
の爲めに外ならざれば
令が果して臺灣の對岸地
迷惑を及ぼすの機会なれば
を借用するなれば餘計の心
とも如何せん彼の政府に
に據なく其土地を借守るの
と欲するのみ然るに若し
に一片の精忠心の爲めに
絶せんとするが如きの事
彼の政府に其意なきも構
を放て我治安を妨ぐるの
事茲に至ては萬止むを繰
み求ひる所を實にするの
たるもの果して如何する
大連灣の如き正當の理由
なきに拘はらず既に他
至當の要求に對して陳辭
よ威力を用ふるの外ある
き所のものなれども斯く
だ妙ならず決して取らざ
那政府が我本意を誤して
みとを勧告するものなり
す

漢にくれたる程の次
見れば三年前の苦難
を肩にして亂暴襲撃
を始めるの無情實際を
白にして眞面目反對
には大に疑ふて日本
さるは支那人の現に
成は日本の要求は云
う外國人の言は一切
るいに確鑿するを告
人の目的は只自國者
は若しも支那政府の改
方に行はれて此方に
と於ては他國の土地
配に及ばざる筈なれ
は實際の力なきが故
へて自から始末せん
實上に於ては審査
ものと認めざるを得
するをわればよい
威力を以て之に臨
に許しながら獨り我
や膠州灣の如き旅順
所なれば我輩は支
く要求に應ぜん
せり

威力を用ふ可し

○米國キエーバを施擧
〔時事新報倫敦特電〕

(時事新報倫敦特
米國キユーバ
す 倫敦四月廿九日

バ
鳥
マ
ライアル
砲
撃

○タンザスニ於ける建
造中の砲臺と砲擊し
て之を破壊せり
●●●●●
○マタンザス沖の衝突
米國の水雷破壊艦
とはマタンザス

○・●・●・●・●・●・
マタンザス沖の衝突
米艦の水雷破壊艦
タントンサス号於ける建
造中の砲臺と砲撃して之を破壊せり
テナントンサス号
トントンサス号